

川崎市交通局上平間営業所第5期
管理の受委託に係る受託事業者
募集要領

令和7年12月

川崎市交通局

目 次

	ページ
I 募集概要	
1 趣旨	1
2 管理の受委託の概要	1
3 スケジュール	2
II 受託事業者の募集及び応募手続	
1 応募条件	3
2 受託事業者の応募手続等	4
3 応募提出書類	6
III 受託事業者の選定及び基本協定書等の締結	
1 受託事業者の選定	8
2 基本協定書等の締結	9
IV 配付書類	10
V 問合せ先	10
別紙 1	11
別紙 2	12

I 募集概要

1 趣旨

川崎市交通局（以下「川崎市」という。）は、「川崎市バス事業経営戦略プログラム」に基づき、持続可能な事業運営を図るため、コスト削減及びサービス水準の維持・向上の取組として、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第35条に基づく営業所の管理の受委託（以下「管理の受委託」という。）を行います。

管理の受委託に係る受託事業者につきましては、川崎市バスのサービス水準を維持するため、委託見積額だけではなく、運行の安全性、お客様サービスの確保、受託事業者の経営の安定性等を総合的に評価する、総合評価方式により選定します。

2 管理の受委託の概要

管理の受委託とは、委託に係る一般乗合旅客自動車運送事業の経営を、全て川崎市の名義で行い、第三者に対する経営上の責任も、川崎市が負担するものです。

受託事業者は、川崎市のバス車両、営業所施設、バス停留所施設等を使用し、現行の川崎市バスにおける運賃制度を用いて運行業務を行うこととなります。

委託業務に係る乗車料収入等は川崎市に帰属し、川崎市は履行状況を確認後、受託事業者へ月ごとに委託料を支払います。

(1) 委託営業所

上平間営業所

所在地：川崎市中原区上平間1140番地

(2) 委託期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

(3) 委託路線（予定）

路線名	起点	終点	系統番号
新城線	井田病院	上平間	川 66
神明町線	小杉駅前	川崎駅ラゾーナ広場	川 74、川 75
小向線	上平間	川崎駅ラゾーナ広場	川 73
御幸線	小杉駅前	川崎駅ラゾーナ広場	川 71
宮内線	小杉駅前	中原駅前	杉 40
等々力線	小杉駅前	溝口駅前	溝 04、溝 05
蟹ヶ谷線	小杉駅前	蟹ヶ谷	杉 10

※ 今後の事業計画の変更により、担当路線等を変更する場合があります。

(4) 委託業務の範囲

委託業務は、運転業務、運行管理業務、整備管理業務、車両整備業務（川崎市が実施する車検整備業務、エンジン分解整備業務等を除く。）、施設管理業務、営業所管理業務（乗車券の販売その他窓口業務、売上金管理業務等）及びこれらの業務に付随する一切の業務とします。

(5) 受託事業者

受託事業者は一事業者とします。

(6) その他

- ① 管理の受委託に当たっては、各年度の委託契約に係る予算についての川崎市議会の議決が条件となります。
- ② 受託事業者が正当な理由がなく委託業務を履行しない場合は、委託契約期間中であっても契約を解除することがあります。この場合、受託事業者の損害について川崎市は賠償しません。また、契約の解除に伴い生じた川崎市の損害について、川崎市は受託事業者に賠償を請求します。

3 スケジュール

(1) 募集要領の配付（募集開始）

令和7年12月15日（月）～令和8年1月5日（月）

(2) 応募の意思確認（応募条件の確認）

令和7年12月15日（月）～令和8年1月5日（月）

(3) 質疑書の受付

令和7年12月15日（月）～令和8年1月5日（月）

(4) 募集内容説明会

令和8年1月上旬予定

(5) 応募書類の受付

令和8年1月13日（火）～令和8年1月30日（金）

(6) 応募内容のヒアリング

令和8年2月下旬予定

- (7) 優先交渉事業者の決定
令和8年4月下旬予定

Ⅱ 受託事業者の募集及び応募手続

1 応募条件

応募申込みができる事業者は、以下の要件を満たしている事業者とします。

(1) 資格要件

- ① 国が定める受託者要件に適合していること。別紙1のとおり
- ② 川崎市の基準に適合していること。別紙2のとおり

(2) 営業地域

次の地域に一般乗合旅客自動車運送事業に係る営業所を有し、自ら又は管理の受委託により、一般乗合路線バス（高速・定期観光・限定・深夜を除く。）を運行していること。

- ① 神奈川県
- ② 東京都23区、狛江市、調布市、稲城市、多摩市、町田市

(3) 事業実績

上記(2)に定める営業地域において、令和7年4月1日現在で3年以上継続して、自ら又は管理の受委託により、一般乗合路線バス（高速・定期観光・限定・深夜を除く。）を50両以上運行していること。

(4) 受託事業者の労働組合との合意

受委託に係る雇用等の労働条件に関し、受託事業者と受託事業者の労働組合（労働組合が複数ある場合はその全て）との間で合意が得られること（川崎市が定める仕様に基づく制服等の着用、車内マイクの使用、乗車券の車内発売、ドライブレコーダーの使用等を含む。）。

(5) 事故等対応

受託業務における車両事故、その他緊急事態における川崎市及び関係機関との緊急連絡体制並びに協力体制を確立できること。

(6) 国税・地方税納付状況

直近3年間において、国税（法人税、消費税）及び地方税（地方消費税、法人市民

税、固定資産税・都市計画税）を滞納していないこと。

(7) 川崎市との協力関係

受託事業者となった場合には、川崎市バス事業の運営について協力関係を構築できること。

(8) 企業連合による応募の禁止

複数事業者が連合して応募しないこと。

2 受託事業者の応募手続等

(1) 募集要領の配付

① 配付期間

令和7年12月15日（月）から令和8年1月5日（月）まで
土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く9時～17時（12時から13時までの間を除く。以下同じ。）

② 配付場所

事務局：川崎市交通局自動車部管理課

所在地：川崎市川崎区砂子1-8-9 川崎御幸ビル9階

電 話：044-200-3235

E-mail：82kanri@city.kawasaki.jp

※ 委託営業所に係る詳細資料の閲覧を希望する場合は、事前に事務局への電話連絡をお願いします。

(2) 応募の意思確認

① 受付期間

令和7年12月15日（月）から令和8年1月5日（月）まで
土曜日、日曜日及び休日を除く9時～17時

② 提出書類

「応募意思確認書」（様式1）

③ 提出方法

事前に電話連絡の上、事務局まで持参してください。

提出に当たっては、「Ⅰ 応募条件」の確認を行うため、別途書類の提出を求める場合があります。

「応募意思確認書」を提出した「Ⅱ 1 応募条件」を満たす事業者に限り、委託営業所に係る運行系統別の回数表や所要時分などの詳細資料を貸与します。

(3) 質疑書の受付

① 受付方法

質疑は、「質疑書」(様式4)によることとし、事前に事務局へ電話連絡の上、FAX、E-mailでの送信又は持参により提出してください。なお、口頭、電話等による質疑は受け付けません。

また、「質疑書」は、「応募意思確認書」を提出した「Ⅱ 1 応募条件」を満たす事業者に限り、提出できるものとします。

② 受付期間

令和7年12月15日(月)から令和8年1月5日(月)

土曜日、日曜日及び休日を除く9時～17時

③ 回答方法

「質疑書」の回答は、「応募意思確認書」を提出した「Ⅱ 1 応募条件」を満たす全ての事業者に、文書で令和8年1月13日(火)までに回答いたします。

なお、文書による回答をもって、本要領、仕様書等の追加又は修正とみなします。

(4) 募集内容説明会の開催

① 開催日

令和8年1月上旬予定

※ 詳細は後日お知らせします。

② 参加人数

1事業者で3人までとします。

③ 申込期限

募集内容説明会は、「応募意思確認書」を提出した「Ⅱ 1 応募条件」を満たす事業者に限り、参加できるものとします。

参加を希望する事業者は、「応募意思確認書」を提出する際に、事務局へお申込みください。

(5) 応募書類の受付

① 受付期間

令和8年1月13日(火)から令和8年1月30日(金)まで

土曜日、日曜日及び休日を除く9時～17時

② 受付方法

下記「3 応募提出書類」に示す書類一式(以下「応募書類等」という。)を、事務局まで持参してください。

なお、提出に当たっては、事前に事務局へ電話連絡の上、持参してください。

また、「応募書類等」は、「応募意思確認書」を提出した「Ⅱ 1 応募条件」を満たす

たす事業者に限り、提出できるものとします。

(6) 応募内容に関するヒアリング

応募者から応募書類等の内容について説明いただいた後、川崎市がヒアリングを行います。

開催日 令和8年2月下旬予定

※ 詳細は後日文書でお知らせします。

(7) 応募提案に要する費用負担

応募提案に要する費用は、応募者の負担とします。

(8) 基準日

応募書類等の作成に係る基準日は、令和7年4月1日とします。

(9) 守秘義務

応募者が当該管理の受委託において、川崎市が配付した書類及びその内容又は知り得た情報を第三者に開示すること並びに書類等を複製し、譲渡し、又は貸与することを禁じます。

(10) 注意事項

① 申込等に当たっては期限を厳守してください。期限経過後の受付は一切行いません。

② 応募書類等について、提出後の訂正・変更は認めません。

③ 応募書類等は返還いたしません。

④ 応募書類等は、川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号）に基づき、応募者の権利・利益等を害するおそれのある事項等を除き、開示される場合があります。

※ 開示する場合は、事前に通知します。

3 応募提出書類

(1) 「応募申込書」（様式2）

(2) 「事業計画書」（様式3）

紙文書（1部）とともに、電子データを電子媒体に保存の上、提出してください。

(3) 直近3事業年度の財務諸表等（各1部）

- ① 会社法（平成１７年法律第８６号）に基づく、計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書
 - ② 会計監査人設置会社の場合には、会計監査報告
 - ③ 応募者又はその親会社が金融商品取引法（昭和２３年法律第２５号）に基づく、有価証券報告書の提出義務を有する場合には、当該有価証券報告書
 - ④ 法人税の確定申告書
- ※ 写しでも結構ですが、自社の書類であることを証明できることが必要となります。

(4) 納税証明書（各１部、写し可）

- ① 国税
納税証明書（その３の３）「法人税並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明」
- ② 地方税（応募者の事業所が複数箇所ある場合は、本社所在地のみとする。）
 - ア 令和４年度～令和６年度 法人市民税の納税証明書
 - イ 令和４年度～令和６年度 固定資産税・都市計画税（土地・家屋）及び固定資産税（償却資産）の納税証明書

(5) 旅客自動車運送事業営業報告書

令和４年度～令和６年度分（各１部）

(6) 一般乗合旅客自動車運送事業要素別原価報告書

令和４年度～令和６年度分（各１部）

(7) 応募者の各種規程

- ① 安全管理規程（法第２２条の２第１項～第３項の規定に基づく規程）
- ② 運行管理規程（旅客自動車運送事業運輸規則（昭和３１年運輸省令第４４号）第４８条の２の規定に基づく規程）
- ③ 整備管理規程（道路運送車両法施行規則（昭和２６年運輸省令第７４号）第３２条第２項の規定に基づく規程）

(8) 追加資料の提出

川崎市が必要と判断した場合は、上記以外の書類の提出を求めています。

Ⅲ 受託事業者の選定及び基本協定書等の締結

1 受託事業者の選定

運行の安全性、お客様サービスの確保、委託見積額、応募者の経営の安定性等について、川崎市交通局営業所管理委託事業者選定・評価委員会（以下「選定委員会」という。）で、評価基準表を基に総合的に審査した上で、受託予定事業者を選定します。

川崎市は、選定委員会における選定結果を踏まえて、受託予定事業者の中から受託事業者を決定します。

なお、応募者が1事業者であった場合においても、選定委員会で審査を行います。

<評価基準表>

項 目		評 価 基 準	配点
I	運行の安全性	事故発生状況、安全運行、危機管理体制、勤務体制について、評価する。	20
II	お客様サービスの確保	車内サービス向上策、その他サービス向上策、お客様対応、教育・研修体制について、評価する。	20
III	実施計画と経済性	委託開始に向けた実施計画の妥当性及び委託見積額について、評価する。	40
IV	事業者の安定性等	バス事業者の実績に基づく、安定的な市バス運行の確保、応募者の経営安定性等について、評価する。	20
合 計			100

(1) 優先交渉事業者及び次点事業者の選定

選定委員会は、受託予定事業者として優先交渉事業者及び次点事業者を選定します。なお、次点事業者としての有効期間は、今回の委託期間を実施することができるまでの間とし、別途協議して決定するものとします。

(2) 審査の観点及び方法

審査は、選定委員会で<評価基準表>の項目について、応募書類等の記載内容を評価・採点する方法で行います。

各項目の配点は<評価基準表>に示すとおりです。その合計点数において、最高得点を得た応募者を優先交渉事業者に、次に高い得点を得た応募者を次点事業者とします。

(3) 選定結果の通知

選定の結果については、文書で通知します。なお、選定理由、結果に対する異議等については一切応じません。

2 基本協定書等の締結

(1) 優先交渉事業者との協議及び基本協定書の締結

優先交渉事業者の選定後、速やかに管理の受委託に係る細目協議を行い、「川崎市交通局上平間営業所の管理の受委託に関する基本協定書」（以下「基本協定書」という。）を締結します。

なお、優先交渉事業者に委託することが困難な事由が発生した場合は、次点事業者と協議を行います。

(2) 各種覚書の締結

基本協定書の締結とともに、細目協議に係る次の①から③までの覚書を締結します。

- ① 緊急時における措置等に関する覚書
- ② 委託料の計算方法に関する覚書
- ③ 令和9年度委託業務の範囲に関する覚書

(3) 選定後の欠格

受託事業者が、管理の受委託の許可申請において、国土交通省自動車交通局長通達「一般乗合旅客自動車運送事業の管理の受委託（高速バス路線に係るものを除く。）について」における、許可要件に該当しなくなった場合は、受託する資格を失うものとします。

なお、受託事業者が受託する資格を失うまでに要した費用は、受託事業者の負担とします。

IV 配付書類

- 1 受託事業者募集要領
- 2 申込様式集
 - (1) 様式1：応募意思確認書
 - (2) 様式2：応募申込書
 - (3) 様式3：事業計画書
 - (4) 様式4：質疑書
- 3 委託業務仕様書

V 問合せ先

事務局 川崎市交通局自動車部管理課
所 在 川崎市川崎区砂子1－8－9 川崎御幸ビル9階
電 話 044－200－3235
F A X 044－200－3946
E-mail 82kanri@city.kawasaki.jp

国が通達で定める受託者要件

平成16年6月30日付通達「一般乗合旅客自動車運送事業の管理の受委託（高速バス路線に係るものを除く。）について」（抜粋）

3 受託要件

- (1) 受託者は、道路運送法第4条の許可を受けた一般乗合旅客自動車運送事業者であること。
- (2) 受託者が既に一般旅客自動車運送事業を行っている場合にあっては、当該事業に関し法令等の違反により、次の①から⑤のすべてに該当するものであること。ただし、既に受託している事業者が、期間の終了に伴い、管理の受委託を引き続き行うための申請、又は委託者が路線若しくは営業区域に係る事業計画を変更することに伴い受託路線若しくは受託に係る営業区域を変更する申請及び地方公共団体からの要望に基づく申請を行う場合にあっては、この限りではない。
 - ① 申請日前3ヶ月間及び申請日以降に50日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限(禁止)の処分を受けていないこと
 - ② 申請日前6ヶ月間及び申請日以降に50日車を超え190日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限(禁止)の処分を受けていないこと
 - ③ 申請日前1年間及び申請日以降に190日車を超える輸送施設の使用停止処分又は使用制限(禁止)の処分を受けていないこと
 - ④ 申請日前1年間及び申請日以降に自らの責に帰する重大事故を発生させていないこと
 - ⑤ 申請日前1年間及び申請日以降に特に悪質と認められる道路交通法違反（酒酔い運転、酒気帯び運転、過労運転、薬物等使用運転、無免許運転、無車検（無保険）運行、救護義務違反（ひき逃げ）等）を発生させていないこと

※ 申請日とは川崎市交通局が管理の受委託の許可申請を行う日である。

川崎市の基準による資格要件

- 1 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項又は第 2 項に該当する者でないこと。
- 2 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- 3 職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）に違反していないこと。
- 4 川崎市暴力団排除条例（平成 24 年川崎市条例第 5 号）第 7 条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものではないこと。
- 5 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止の措置を受けていないこと。